

区画整理Q&A

Q. 区画整理事業で整備される道路について教えてください。

A. 区画整理事業では、次のような道路を整備します。

都市計画道路(桜井駅前線・安城蒲郡線など)

- 地区に発生および集中する交通を円滑に処理するための幹線道路です。
- 幅員は、18m(安城蒲郡線・桜井北線)から25m(桜井駅前線)となります。
- 両側に歩道を整備します。

区画道路

- 良好な居住環境を創造するための道路です。
- 幅員は住宅地では6m、商業地では8mが基本となります。
- 幅員が9m以上ある区画道路もあり、片側に歩道を整備します。

特殊道路

- 歩行者および自転車通行専用の道路です。自動車の通行はできません。

Q. 宅地への乗り入れはどのようにになりますか。

A. 歩道がない場合は、1宅地につき側溝蓋3m分(6枚)を設置します。歩道がある場合は、開口部4.2mの乗り入れ口を1箇所施工します。

Q. なぜ側溝の全面に蓋を設置しないのですか。

A. 区画道路は自動車がすれ違い通行をするのに十分な幅員があります。自動車のスピードの抑制や、壁等への衝突防止の観点から、蓋の設置は乗り入れ部分のみに限定しています。

区画整理 進捗状況

平成25年3月末時点

道路築造率:	63.9%
家屋移転率:	54.7%
使用収益開始率:	43.7%

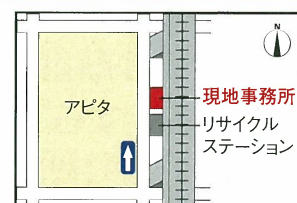
現地事務所で相談受付中

開設日時:毎週月曜日(祝日を除く)

午後1時~午後4時

所在地:安城市桜井町貝戸尻28番地

電話:0566-99-4361



SAKURAI

あたらしい桜井



都市計画道路桜井駅前線を工事しています。

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部
区画整理課

TEL 76-1111(代表)

TEL 71-2246(直通)

市民とともに育む
環境首都 **安城**



VEGETABLE OIL INK
環境に優しい植物油インキ
を使用しています。



21世紀の安城市の拠点づくり

区画整理ニュース

vol.36 2013.10

安城市

区画整理事業および固定資産税等の課税方法について説明会を開催しました。

城向町内会

とき：6月22日（土） ところ：城向公民館 参加者数：51名



桜井西町町内会

とき：7月26日（金） ところ：桜井西町町内会公民館 参加者数：57名



説明会の内容 その1

区画整理地区内の土地について、移転先が使用できるようになった土地から順次固定資産税等の課税方法が変わります。

平成26年度まで

- ① 移転先が使用できない土地
⇒ 登記簿等に基づいて課税
- ② 移転先が使用できる土地
⇒ 登記簿等に基づいて課税

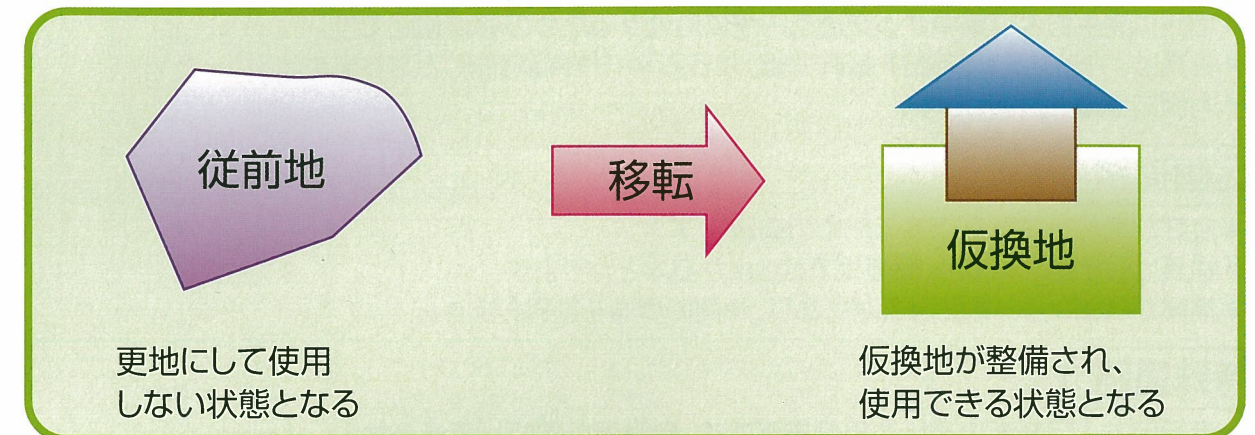
平成27年度から

- ① 移転先が使用できない土地
⇒ 登記簿等に基づいて課税
- ② 移転先が使用できる土地
⇒ **移転先の現況に対して課税**
= **仮換地課税**

移転先が使用できる = 市から仮換地の「使用収益の開始」通知が届きます。

説明会の内容 その2

仮換地（＝移転先）の「使用収益の開始」とは？



市から仮換地の「使用収益の開始」通知が届きます

○「使用収益の開始」通知のポイント

- 「使用収益の開始」通知は、仮換地が全て使えるようになってからです。
- 仮換地の一部が使用できない状態で移転を進めることもあります。（この場合、「使用収益の開始」通知は届きません。）
- 「移転時期」＝「使用収益の開始」には、ならないことがあります。

説明会での質疑応答

Q 仮換地課税に変わると、固定資産税額はいくらになりますか？

A 仮換地課税に向けた評価作業の準備を進めているため、現時点ではお答えすることができません。平成27年2月頃に資産税課土地係の窓口でお答えすることができます。

Q 私の家は、いつ移転できますか？

A 移転は順番にお願いしているので、あと何軒移転した後に順番が来るかはお答えすることができます。

Q 移転補償費における消費税の対応はどうなりますか？

A 移転補償費の算定においては、消費税の税率に応じて積算します。ただし、補償費以上の移転費用で移転した場合、補償費を超える分に係る消費税は、移転される方で本人に負担していただくことになります。

毎週月曜日は桜井現地事務所で相談受付中です（裏面参照）